

答弁書第二〇六号

内閣参質一七六第二〇六号

平成二十二年十二月十四日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員小熊慎司君提出北朝鮮による日本人拉致問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小熊慎司君提出北朝鮮による日本人拉致問題に関する質問に対する答弁書

一について

北朝鮮による拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、政府の最重要課題の一つと位置付け、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現等に向けて取り組んでいるところである。具体的には、昨年十月、内閣総理大臣を本部長とする拉致問題対策本部を設置するとともに、関係予算の増額等を図り、拉致被害者等に係る徹底した情報の収集・分析等を行っているところである。

二及び三について

拉致問題対策本部については、本年十一月二十九日に第四回会合を開催したところである。同会合においては、本部長である内閣総理大臣から、「生存者の即時帰国に向けた施策」及び「安否不明の拉致被害者に関する真相究明」に重点的に取り組むとした上で、「北朝鮮側の対応等を考慮しつつ更なる措置についての検討及び現行法制度の下での厳格な法執行の推進」、「平成二十年八月の日朝合意の履行を含む北朝鮮側による具体的な行動への継続した強い要求」など八項目にわたる指示があったところであり、当該指示を踏まえ、政府一丸となって、拉致問題の解決に向けて取り組んでいるところである。

拉致問題対策本部の構成員については、「拉致問題対策本部の設置について」（平成二十一年十月十三日閣議決定）において、本部長である内閣総理大臣、副本部長である拉致問題担当大臣、内閣官房長官及び外務大臣とされているが、併せて「本部長は、必要があると認めるときは、関係大臣等に出席を求めることができる。」ことも規定されており、第四回会合には、当該規定に基づく本部長の求めにより、本部の構成員以外の全ての国務大臣も出席したところである。